内閣衆質二〇三第二〇号

令和二年十二月一日

議院議長 大 島 理 森殿

衆

内閣総理大臣

菅

義

偉

衆議院議員小熊慎司君提出洋上風力発電に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

一について

業者 関 に 府県知事 協議会は、 法律第八十九号) 工 ネルギー お尋ね し必要な協議を行うため おいては、 \mathcal{O} 組織する団体その他の が 0 必要と認める者で構成され 発電設備整備促進区域の指定及び当該区域における海洋再生可能エネルギ 経済産業大臣、 「セントラル方式」によって「推進していくべき」内容が必ずしも明らかではないが、 海洋再生可能エネルギー発電設備 第九条にお \mathcal{O} 国土交通大臣、 協議会 いて、 利害関係者、 経済産業大臣、 (以 下 ており、 学識経験者その 関係都道府県知事、 「協議会」という。 御指 の整備に係る海域の利用の促進に関する法律 国土交通大臣及び関係都道 摘 \mathcal{O} 「自治体利害関係者」 他の経済産業大臣、 農林水産大臣、 を組織することができるとされている。 との調整については、 関係 国土交通大臣及び関係都道 府県知事は、 市 1 町村長並 発電事業 海洋再生可能 (平成三十年 びに \mathcal{O} に関係漁 実施 我が国 協議 に

会において必要な協議を行っているものと認識している。